

小規模修繕

令和6・7年度(2024・2025年度) 小規模修繕参加登録申込み受付のご案内

豊中市

この申込みは、豊中市、豊中市上下水道局、市立豊中病院、豊中市伊丹市クリーンランドが発注する、小規模な修繕（一件の金額が税込60万円未満）について、受注を希望する方が対象の制度です。

1 登録要件

- (1) 豊中市内に主たる事業所があること。
- (2) 豊中市入札参加資格（建設工事）の認定がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。）
- (4) 申込業種を履行するために資格、免許を要するものにあつては、当該資格、免許のあること。
- (5) 申込日において、引き続き1年以上その営業を行っていること。
- (6) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税及び豊中市税に未納の税額（納税又は徴収を猶予されているものを除く。）がないこと。

※個人事業者、法人を問いません。

※建設業の許可の有無、経営規模、従業員数を問いません。

※一件60万円以上の修繕（工事）については、「建設工事」に登録した業者にて競争を行います。

※「小規模修繕」の申込み手続きは、新規に登録を希望する事業者のみ受け付けます。

※現有資格者は手続き不要です。ただし、「測量及び建設コンサルタント業務」の申込区分にも登録している事業者は、「測量及び建設コンサルタント業務」の区分で更新が必要となりますので、手続き漏れの無いようご注意ください。

2 申込方法

申込方法は、郵送のみです。

受付期間：令和5年（2023年）12月1日（金）から
令和6年（2024年）1月12日（金）★消印有効

送付先：〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1
豊中市役所 総務部 契約検査課 あて

【注意事項】

★提出書類は郵送前に内容を必ず確認し、A4-S版フラットファイルに綴り封筒に入れてください。フラットファイルに綴られていないものは受付しません。

★書留郵便又は特定記録郵便などの追跡可能な郵送方法としてください。

★必ず、封筒に「小規模修繕参加登録申込書類在中」と朱書してください。

★「物品・業務委託等」「測量及び建設コンサルタント」にも申込みされる事業者は、一つの封筒に同封して郵送するようにしてください。

★複数の申込者分を一括して送付することはできません。

★受付期間以外の消印のものは無効になります。期間内に郵送してください。

3 申込みに必要な書類

- (1) 提出書類は、「郵送書類チェックリスト」にて確認し、「書類作成上の注意」をよく読んで作成してください。不足書類がある場合は、受付できませんのでご注意ください。
- (2) 提出された申込書類は、返却いたしません。
- (3) 提出書類は、発送される日付で作成してください。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしていることが判明した場合は、参加資格の不認定又は取消しを行う場合があります。

4 登録の有効期間

令和6年（2024年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで（2年間）です。

5 主な修繕区分について

昨年度から、3つまで営業種目を選択する方式から、主な修繕区分を申し出ていただく方式に変更しました。【自由記入欄】を含めて、どういう業務の受注を希望するのか、わかるよう申込みしてください。

6 審査結果について

- (1) 資格審査の認定結果については通知いたしません。
- (2) 書類の受領証を希望する場合は、返信用ハガキを同封してください。（受領証の発行は、書類受領の証明であり、認定証とは異なります。）
- (3) 認定された方の名簿は、令和6年（2024年）4月1日以後、市のホームページに掲載する予定です。

7 認定者の取り扱いについて

- (1) 登録が認定された場合は、豊中市の発注する小規模な修繕契約の業者選定の対象となりますが、業者選定や契約を約束するものではありません。
- (2) 豊中市が小規模な修繕を発注するときは、原則として複数の業者の競争見積り合わせにより、最も低い価格を提示した方と契約することになります。なお、見積りを依頼されても都合により提出を辞退することは自由です。
- (3) 豊中市から受注した契約は、原則として自ら履行しなければなりません。市が事前に認めた場合以外、下請けはできませんのでご注意ください。

8 提出書類の公開について

申込書類の内容は、原則として公開の対象となります。

9 市ホームページでの情報提供について

この参加資格審査申込みのご案内及び提出書類の様式は豊中市ホームページにおいてダウンロードすることができます。

10 変更届について

申込書類の提出後、記載事項に変更があった場合は、市ホームページ「参加資格審査申込書記載事項変更届（物品・委託業務等）」を作成し速やかに届け出てください。（郵送可）

また、記載事項変更に伴い、債権者登録内容に変更がある場合は、債権者登録申込書を同時に提出してください。

11 問い合わせ先

【参加申込手続きについて】

豊中市総務部契約検査課 契約係（第一庁舎4階）
電話06（6858）2075

【債権者登録について】

豊中市会計課出納係
電話06（6858）2472